

# 韓国の住民登録制度

## 1. 序説

韓国では、1962年に制定された住民登録法により、出生申告をする時に住民登録番号が付与される。住民登録法は1962年5月10日法律第1067号で制定されたが、住民登録制度は1942年度より始まっている。すなわち、1942年9月26日に制定された朝鮮寄留令及び寄留手続規則（1942. 9. 26制令第32号）で、本籍地外に90日以上居住する目的で一定の住所または居所を定めた者は府・邑・面（※注1）に置かれた寄留簿に登録され、1962年1月15日に制定された寄留法（法律第967号）では本籍地と居住地が異なる場合に申告する（任意申告）とし、任意申告することで住民登録の二重登録が可能となり、市長・郡守が業務を管掌し裁判所が監督権を行使した。

韓国の住民登録番号制度は、行政を効率化し、住民の利便性を高め、公平かつ公正な社会の実現に大きく貢献したが、住民登録番号の盗用による個人情報漏洩等が数年前より社会問題として台頭してきた。

この問題を解決するため、2011年3月29日に「個人情報保護法」が制定（2011年9月30日付施行）され、2013年8月6日には同法を改正（2014年8月7日付施行）し、住民番号に限り情報主体の同意がある収集も禁止し、同法で認める場合以外は住民番号を収集できないいわゆる住民番号収集法定主義を採択した。

そこで、韓国の住民登録法全文を紹介し、続いて住民登録番号が行政の効率化につながり住民の利便性向上に大きく貢献したものの、個人情報流出による被害がやはり深刻な状態となっていることについて重点的に述べていこうと思う。

（※注1）日本統治時代の行政区画の呼称。府は現在の「市」、邑は人口が2万から5万までの小都市をいい、面は現在の「村」にあたる。

## 2. 住民登録法

行政事務の円滑な処理のため、住民の居住関係を把握し人口動態を明確にする目的で制定された法律（1962. 5. 10法律第1067号制定）である。

### (1) 住民登録法の定義及び沿革

市、郡または区の住民を登録することで、住民の居住関係、人口の動態等を常時明確に把握でき、住民生活の便益を増進し、行政事務の適正な処理の援助を目的とする法律であり（一部改正2009. 4. 1法律第9574号）、全文40条及び付則で構成されている。

1962年5月10日の住民登録法制定以前に、朝鮮寄留令及び寄留手続規則を制定（1942.9.26制令第32号）し、本籍地外に90日以上居住する目的で一定の住所または居所を定めた者は府・邑・面に置かれた寄留簿に登載され、1962年1月15日に制定された寄留法（法律第967号）では本籍地と居住地が異なる場合に申告する（任意申告）としたが、住民登録の二重登録は可能であり、市長・郡守が業務を管掌し裁判所が監督権を行使した。

## (2) 住民の登録及び訂正

住民登録に関する事務は市長（特別市長・広域市長は除く。）、郡守または区庁長（自治区の区庁長）が管掌し、それに対する指導・監督は行政安全部長官が行う。市長・郡守または区庁長は、30日以上居住する目的でその所轄区域内に住所または居所（居住地）を持つ者をこの法の規定により登録しなければならない。ただし、区域内に起居する軍人に対しては、その者が属する世帯の居住地において本人または世帯主の申告により登録しなければならない。

住民の登録または登録事項の訂正、抹消もしくは居住不明登録は、住民の申告により行う。申告は、世帯主または世帯主に代わり世帯を管理する者、もしくは本人及び世帯主の委任を受けた者がその申告理由が発生した日から14日以内にしなければならない。申告事項に変更があった場合には変更があった日から14日以内に訂正申告をしなければならない。

## (3) 申告事項

姓名、性別、生年月日、世帯主との関係、共同生活所におけるその管理責任者、登録基準地、住所、本籍がない者または本籍が明らかでない者はその理由、大韓民国の国籍を持たない者はその国籍名または国籍の有無、居住地を異動する場合には転入前の住所及び転入地と転入年月日、但し、重複して申告することはできない。

## (4) 住民登録事項管理

市長・郡守または区庁長は、住民登録事項を記載するため、電算情報処理組織で個人別及び世帯別住民登録票、世帯別住民登録票索引簿を作成し、記録・管理・保存しなければならない。住民登録票と世帯別住民登録票索引簿の書式及び記録・管理・保存方法等に必要な事項及び住民登録番号の付与方法は、大統領令に定める。

## (5) 住民登録票の閲覧または謄本・抄本の交付申請

本人または世帯員が行うことができ、住民登録票を閲覧しまたはその謄本もしくは抄本の交付を受けようとする者は、行政安全部令が定める手数料を納め、市長・郡守または区庁長に申請することができる。

#### (6) 住民登録証発行

市長・郡守または区庁長は、管轄区域内に住民登録された者のうち17歳以上の者に住民登録証を発行する。住民登録証には、姓名、写真、住民登録番号、住所、指紋、発行日、住民登録機関を収録する。

### 3. 住民登録番号と行政の効率化

住民登録番号制度は、行政を効率化し利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する基盤となる。

すなわち、行政機関と各地方自治体等との業務連携を通じて不必要な作業を減らし、行政手続きの簡素化に伴い住民の負担が軽減し、行政機関から多様なサービスの提供を受けることができる。

#### (1) 社会保障制度との関係

社会保障制度は年金、労働、医療、福祉等で構成されているが、代表格である国民年金との関係を見ると、国民年金は事業加入者と地域加入者に二分化される。事業加入者の場合、個人が会社に入社する際に四大保険申告をすることになる。四大保険とは、① 国民年金、② 健康保険、③ 雇用保険、④ 産業災害補償保険をいい、各保険を取り扱う国民年金公団、国民健康保険公団、地方雇用労働庁に資格取得申告書を提出する。書類提出時に住民登録番号、姓名、給与等を記入し、毎月源泉徴収される国民年金等を翌月10日までに納付する。四大保険加入時に、国民健康保険法等に基づき住民番号を収集することになる。

国民年金は、10年以上年金保険料を納めた者は原則的に65歳から受給でき、全国国民年金公団支社に受給申請をする。

#### (2) 医療制度との関係

個人が病院や医院で医療サービスの提供を受ける場合、個人情報の収集・利用・提供同意書に同意をした後に医療サービスを受ける。

これは個人の大切な個人情報（及びセンシティブ情報）に対し、「個人情報保護法」及び「医療法」に明記された関連法規上の個人情報処理者が遵守すべき規定に基づいて、診療及び医療サービス提供等次の目的により収集及び利用、提供される。

##### ① 個人情報の収集・利用に関する事項

- ・ 診療、健康診断、予約照会及び診療のための本人確認手続き

- ・ 診断及び治療のためのサービス
- ・ 診療費請求、収納、払い戻し等の事務（院務）サービス
- ・ 診療費計算書、内訳書、各種証明書発送
- ・ オンライン／オフライン検査受託、外部検査依頼
- ・ 教育、研究に必要な最小限の分析資料
- ・ 医療法第21条に基づく公共機関及びその他法令に明記された関係機関への情報提供等

#### ② 個人情報等の第三者情報提供及び共有に関する事項

情報提供者の同意の下、情報提供及び取扱委託業者に次の情報を提供する。

- ・ 医療法第22条に基づく診療記録に明示される項目（姓名、住民登録番号、住所等）
- ・ 診療申込書内記載項目（電話番号、携帯電話番号等）

#### (3) 租税制度との関係

勤労基準法第42条に基づく賃金台帳作成時に、所得税法上所得税の源泉徴収のための役職員の住民番号処理根拠を明確に規定している。

一方、個人事業者と非事業者の場合、以下のような手続きを行う。

##### ① 個人事業者の場合

個人が新たに事業を開始する時には、事業開始後20日以内に管轄税務署に事業者登録申込書を提出しなければならない。その際申請人の住民登録番号を必ず記載しなければならない。

しかし、事業者登録証の交付を受けた後税務署に申告する各種書類、例えば付加価値税確定申告書には、事業者登録番号と生年月日（住民登録番号の前6桁）のみを記入して申告し、付加価値税納付書にも住民登録番号の代わりに事業者登録番号を記入する。

一方、個人が納税事実証明書や所得金額証明書の発行を受けようとする際には、住民登録番号公開の可否を確認した後、非公開発行を希望する場合には住民登録番号の代わりに生年月日のみを記入して発行、交付する。

##### ② 非事業者の場合

税務署に申告する書類、例えば譲渡所得税を申告する場合に、申告者の住民登録番号を必ず記載し、納付書には個人の住民登録番号を記入する。

#### 4. 住民登録番号盗用の問題点と改善方案

住民登録番号には一個人の生年月日及び姓名等の情報が含まれているため、それ自体にプライバシー（Privacy）侵害の危険性を秘めている。しかし、韓国インターネットサイトでは、ほぼ例外なく会員加入時に個人の住民登録番号の記入を必須として要求する。

その結果、自身の実名を隠す目的で、住民登録番号生成機を利用し任意に作成した住民登録番号でインターネットサイトに会員登録をし、もしくは他人の住民登録番号を盗用してインターネットサイトに会員登録をするといった事例が頻繁に発生している。特にチャットサイトとゲームサイトでは、住民登録番号盗用問題は深刻な水準にまで達している。

他人の住民登録番号盗用行為に対し住民登録法等関連個別法でこれを禁止する明文規定を置いているが、他人の姓名と住民登録番号を盗用して無料インターネットサイトに加入をする場合、これを規制する法制度に不備があるのが実情である。以下、現行住民登録番号体系と関連国外現況について調べ、住民登録番号盗用の類型と問題点及び現行法上の法規制内容を検討した後で、これに対する改善方を提示しようと思う。

## (1) 韓国住民登録番号体系と関連国外現況

### ① 住民登録番号体系

韓国の住民登録制度は1962年住民登録法の制定で初めて導入され、1975年の住民登録法施行令及び施行規則改正で生年月日、性別、地域を識別できる13桁の数字体系に変更され、現在に至る。

住民登録番号に含まれる個人情報を見ると、前6桁の数字は生年月日を表す。後ろ7桁の数字のうち1桁目の数字は出生年度と性別を表す。例えば1900年代に生まれた男性は1番、女性は2番、2000年代に生まれた男性は3番、女性は4番が付与される。

2桁目から5桁目までの4桁の数字は、発行当初の住民登録番号発行機関の固有番号である。6桁目の数字は申告順位である。すなわち、申告当日に同じ地域の同じ姓を使う人々のうち何番目に申告されたかを記録する。そして、最後7桁目の数字は住民登録番号が合致するかを証明するエラー修正番号である。

住民登録番号が640713-1018439だと仮定しよう。この中で一番後ろの数字(9)を抜くと、番号640713-101843が残る。各番号別で2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 2, 3, 4, 5を乗じて(すなわち、 $6 \times 2$ 、 $4 \times 3$ 、 $0 \times 4$ 、 $7 \times 5$ 、 $1 \times 6$ 、 $3 \times 7$ 、 $1 \times 8$ 、 $0 \times 9$ 、 $1 \times 2$ 、 $8 \times 3$ 、 $4 \times 4$ 、 $3 \times 5$ )、それぞれの合計を加えると(すなわち、 $12 + 12 + 0 + 35 + 6 + 21 + 8 + 0 + 2 + 24 + 16 + 15$ )151になる。

151を11で割ると答えは13余り8となるが、商(割算の答え)を捨て11から8を再び引く(すなわち、 $11 - 8 = 3$ )。このようにして導き出された3という数字が、住民登録番号の一番後ろの番号と一致すれば、この住民登録番号が正しい番号であることを示す。

しかしここで出てきた3は、上記で仮定した住民登録番号の一番後ろの数字9とは一致しないため、上記の住民登録番号は虚偽である。

## ② 国家身分制度に関する国外現況

多くの先進国では、韓国の住民登録番号のような国民固有番号を制度的に禁止している。また、国家機関はもちろん民間機関も、身分を示す一連の番号によるデータベースからの人的事項の抽出や様々なデータベースに連携させての使用ができないよう明確に規定している。先進国のうち全国民身分証制度を採用している国はフランス、ドイツ、ベルギー等に過ぎない。しかし、これらの国の全国民身分証制度と韓国の住民登録制度とは根本的な違いがある。

住民登録制度では全国民に個人固有番号である住民登録番号を付与するが、これらの国の全国民身分証制度はカード自らの一連番号のみを付与し、紛失等によりカードの再発行を受けることになれば一連番号自体が変更される。アメリカには、住居登録制度と個人識別番号、国家身分証制度がない。アメリカでは、出生記録がすなわち国籍記録である。出生、死亡、婚姻等事象別に記録簿が作成され、個人別に記録されるので徹底した事象別・個人別記録制度が施行されている。

ただし、申請地域、発行グループ、発行順序を表す各3桁の数字の合計9個で成り立った社会保障番号は、結果として強制的な住民登録及び個人識別番号付与と同じ効果が生じる。しかしアメリカでは、社会保障番号を公開することは法で禁止されており、法令で定める一定の場合を除き社会保障番号を要求することはできない。

## (2) 住民登録番号盗用の類型と問題点

### ① 住民登録番号盗用の類型

インターネットサイトに会員登録をするために住民登録番号を入力する際、すでに登録された住民登録番号であるというメッセージが表示され会員登録ができない場合がある。これは以下の三点が原因であると分析できる。

最初に、家族や友達、職場の同僚等が住民登録番号と名前等個人情報を盗用し該当サイトに加入した場合である。しかし、被盗用者と全く関係のない第三者が、インターネット掲示板等に公開されている個人情報を盗用し会員登録をする場合も多い。

二点目に、住民登録番号作成プログラムを利用して作成した住民登録番号を用いて会員登録をしたが、これが被盗用者の住民登録番号と一致する場合である。参考までに現在の住民登録番号作成プログラムはインターネット上で数十種類が流通しているが、これらをダウンロードして仮想の住民登録番号を作成し、未成年者が成人サイトに接続し、もしくは住民登録証の写しを偽造して不法に携帯電話を購入した後これを再び売却するという手法で犯罪に悪用する事例もある。

三点目として、すでに加入しているサイトで該当サイトと個人情報を共有し自動的に会員加入をしている場合である。これは住民登録番号盗用の問題ではなく、個人情報の同意のない第三者提供及び目的外利用と関連する。

## ② 住民登録番号盗用の問題点

他人の住民登録番号を盗用する者は、自分が他人のプライバシー (Privacy) を深刻に侵害しているという事実を認識できないケースがほとんどである。このような理由で住民登録番号を盗用した者は、住民登録番号作成プログラムを通じて作成したまたはインターネット掲示板等を通じて偶然入手した他人の住民登録番号を、インターネットサイトに会員加入をする度に繰り返し使用する。

したがって、住民登録番号が一度盗用されればそれだけプライバシー (Privacy) 侵害の危険性は相対的に高まる。また、住民登録番号作成プログラムの流布行為に対しては住民登録法でこれを違法とし処罰規定を置いているが、個人がこのようなプログラムを利用する行為自体に対し禁止規定を置いていない。

## (3) 現行法上の法の規制制度

### ① 個人情報保護法

当事者の同意なく個人情報の収集及び活用や第三者への提供を禁止する等、個人情報保護を強化した内容を含み制定した法律である。この法は、各種コンピューター犯罪と個人の私生活侵害等情報化社会のマイナス面を防止するため、1995年1月8日より施行された法律である「公共機関の個人情報保護に関する法」を廃止して新しく制定した法律である。2011年3月29日に制定され、同年9月30日より施行された。相手方の同意なく個人情報を第三者に提供した場合は、5年以下の懲役や5千万ウォン以下の罰金を科すことができる。

この法は、個人情報の収集・流出・誤用・乱用から私生活の秘密等を保護することで、国民の権利と利益を増進し、さらに個人の尊厳と価値を実現するために個人情報処理に関する事項を規定することを目的とする。ここでいう個人情報とは、生きている個人に関する情報として姓名、住民登録番号及び映像等を通じて個人を調べることができる情報（該当情報のみで特定個人を調べることができなくても、他の情報と簡単に結びつけて調べることができるものを含む。）をいう。これに対する詳しい内容は、以下目次②の内容を参考にされたい。

### ② 住民登録法

住民登録法第21条第2項第9号では、他人の住民登録番号を自分または他人の財物や財産上の利益のために不正使用した場合には、3年以下の懲役もしくは1千万ウォン以下の罰金を科すと規定する。しかし、インターネット 無料サイトに加入し

他人の姓名と住民登録番号を記入しもしくは有料サイトに他人の住民登録番号を盗用し加入した場合でも、利用料金を自身のクレジットカード等で決済する場合には、「自己もしくは他人の財物や財産上の利益のために不正使用した場合」とするのは難しいため同条違反とはみなされない。実際には、同条違反で処罰を受けた事例はほとんどない。

### ③ 情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律

情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律第49条では、情報通信網によって処理・保管または転送される他人の情報を毀損もしくは他人の秘密を侵害・盗用または漏洩する場合、5年以下の懲役もしくは5千万ウォン以下の罰金を科すと規定する。

ただし、同条はハッキングやシステムに対する不法なアクセス等を通じて他人の情報を毀損または秘密を侵害する場合に適用されると解釈しなければならないことから、事前に認知している他人の住民登録番号を利用してインターネットサイトに無断で会員加入をする行為に対する適用は難しいと考えられる。また、姓名、住民登録番号が、情報通信網により処理・保管または転送される秘密に該当するかどうかについても裁判所の最終的な公権的解釈がない状態であるため、これに対する慎重な検討がなされなければならない。

### ④ 電子商取引等での消費者保護に関する法律

電子商取引等での消費者保護に関する法律第11条第2項では、消費者に関する情報が盗用され当該消費者に財産上の損害が発生もしくは発生する恐れのある場合に、事業者に必要な措置を講じるよう義務を課している。すなわち、事業者は、消費者本人が要請する場合には盗用の有無を確認して当該消費者に対する関連取引記録を提供すべきであり、盗用によって改ざんされた消費者に関する情報の原状回復及び盗用による被害回復に必要な措置を講じる義務がある。

したがって、住民登録番号が盗用され損害が発生もしくは発生する恐れのある場合には、同法の規定により事業者に対し必要な措置を要請できる。ただし、同法では他人の個人情報を盗用した者に対する処罰規定は置いておらず、該当事業者が第11条第2項に違反する場合には、是正措置及び3年以下の懲役または1億ウォン以下の罰金を科している。

#### (4) 住民登録番号盗用に対する改善方案

他人が住民登録番号を盗用し無断で会員加入をした場合には、該当サイト個人情報管理責任者やサイト運営者に対し、本人であるかどうかの身元確認手順を踏み、住民登録番号を盗用した者のID及び個人情報の削除を要請することが現在最も一般



的な解決方法である。この場合、該当サイトがこれに応じない際には、関連規定によって行政処分を科すことができる。しかし、無料サイト等に加入するために他人の住民登録番号を単純盗用した場合には、現行法上盗用者個人に対する処罰や制裁が困難であるのが実情である。

被害者の立場では追加的な被害防止のため自身の住民登録番号を盗用した者を捜し出すことを望むが、住民登録番号を任意に作成し盗用した者は会員加入時に他の個人情報も虚偽で記入する場合が一般的であることから、IP追跡等を通して盗用者を捜し出すことは事実上困難が多い。

市民団体は、デジタル時代にプライバシー（Privacy）を保護するためには現行の住民登録制度に対し根本的な再検討が必要であると指摘する。住民登録制度自体がプライバシー（Privacy）侵害要素を持つだけでなく、住民登録番号が散らばっている個人情報を統合・プロファイリング（profiling）という手段で国家権力に悪用される可能性が非常に高いため、住民登録制度を廃止しなければならないと主張する。このような主張を別論にして、インターネット上で他人の住民登録番号盗用行為を防止するために、以下の二つの方法を考えることができる。

最初に、インターネットサイト会員加入時に住民登録番号を記載しない方法である。多くのインターネットサイトでは会員加入時に住民登録番号を要求し、これと同時に実名確認のために姓名と住民番号をマッチング（matching）させる場合が多い。また、住民登録番号には一個人の生年月日及び性別等の情報が含まれておりそれ自体が私生活侵害の危険性を秘めているにも関わらず、利用者は特段考えもなく住民登録番号と実名を提供している。

しかし、無料サイトの場合には、住民登録番号を必須項目として収集する正当な理由がないと考えられ、代金決済のために必要な場合にクレジットカード決済や預金決済をすれば、住民登録番号を要求することはできないだろう。アメリカをはじめとする多くの海外無料インターネットサイトの場合、ターゲットマーケティングに必要な名前とID、住所と年齢代、職業等最小限の情報のみを要求し、その情報の正確さまでは求めない。

有料サイトや金銭取引が中心であるサイトも、クレジットカード番号に関する情報のみを追加的に要求するのみである。したがって、金銭取引を伴うショッピングモールや信用取引を伴う貸出し、保険、銀行等の特定サービスを除く無料サイトの場合には、実名と住民登録番号を要求しないようにすべきであろう。

二点目に、他人の住民登録番号を盗用しインターネットサイトに無断で会員加入をする行為に対する刑事処罰規定を新設することである。ただし、ゲーム・チャットサイトの場合には盗用者の大部分が小・中・高生であることを勘案し、処罰規定

の導入には慎重な検討がなされなければならない。処罰規定を新設しても、他の法律により処罰される場合以外は軽い罰金刑程度が妥当であろう。また、住民登録番号を盗用するのは被盗用者の親族や知人等が大部分であることを勘案し、親告罪または反意思不罰罪と規定することが妥当であろう。

## 5. 個人情報保護法

個人情報保護法が制定された背景及び主要内容は、以下のとおりである。

2011年3月29日法律第10465号に制定された。第1章 総則、第2章 個人情報保護政策の策定等、第3章 個人情報の処理、第4章 個人情報の安全管理、第5章 情報主体の権利保障、第6章 個人情報紛争調停委員会、第7章 個人情報団体訴訟、第8章 補則、第9章 罰則等、全文75条及び付則で形成されている。

この法でいう「個人情報」とは、生きている個人に関する情報として姓名、住民登録番号及び映像等を通じて個人を調べることができる情報をいう（第2条）。個人情報処理者は個人情報処理の目的を明確にしなければならず、その目的に対し必要な範囲で最小限の個人情報のみを適法かつ正当に収集すべきで、個人情報処理の目的に必要な範囲内で適合するよう個人情報を処理しなければならず、その目的以外の用途で活用してはならない（第3条）。国と地方自治体は個人情報の目的外収集、誤用・乱用及び無分別な監視・追跡等に伴う弊害を防止し、人間の尊厳と個人の私生活保護のための施策を講じなければならない（第5条）。

個人情報の保護と情報主体の権益保障のため、行政安全部長官は3年ごとに個人情報保護基本計画を関係中央行政機関長との協議の下に作成し、保護委員会に提出して、保護委員会の審議・議決を経て施行されなければならない（第9条）。個人情報処理者から個人情報を提供された者は、情報主体から別途同意を受けた場合や他の法律に特別な規定がある場合を除き、個人情報を提供された目的以外の用途で利用しこれを第三者に提供してはならない（第19条）。

個人情報処理者は、思想・信念、労働組合・政党の加入・脱退、政治的見解、健康、性生活等に関する情報、その他情報主体の私生活を顕著に侵害する恐れのある個人情報として大統領令に定める情報を処理してはならない（第23条）。個人情報処理者は、個人情報が紛失・盗難・流出・変更または毀損されないよう内部管理計画を策定し、接続記録保管等大統領令に定めるところにより安全性確保に必要な技術的・管理的及び物理的措置を講じなければならない（第29条）。

個人情報処理者は、個人情報が流出した場合直ちに、流出した個人情報の項目、流出した時点と経緯、個人情報処理者の対応措置及び被害救済手続き等を該当情報主体に知らせなければならない（第34条）。情報主体は、個人情報処理者が処理する自身の個人情報に対する閲覧を該当個人情報処理者に要求することができる（第35条）。個人情報処理者にその個人情報の訂正や削除を要求することができる（第36条）。

個人情報に関する紛争を調停するため、個人情報紛争調停委員会を置く（第40条）。行政安全部長官は、個人情報処理者にこの法等個人情報保護と関連する法規の違反に伴う犯罪の疑いがあると認められるほどの相当な理由がある場合には、管轄捜査機関にその内容を告発することができる（第65条）。公共機関の個人情報処理業務を妨害する目的で公共機関において処理している個人情報を変更または抹消して公共機関の業務遂行を中断もしくは麻痺させる等深刻な支障を招いた者は、10年以下の懲役または1億ウォン以下の罰金を科す（第70条）。

詳細は、以下のとおりである。

## (1) 個人情報保護法の制定及び推進経過

### ① 法制定趣旨

個人情報侵害による国民の被害救済を強化し、私生活の秘密を保護し、個人情報に対する国民の権利と利益を保障するため制定された。

② 個人情報侵害事件が頻繁に発生し、国民の不安感が増大したためである。2011年の一年間で、新世界モール390万件、現代キャピタル175万件、韓国エプソン35万件、SKコムズ3,500万件、ネクソン1,320万件等の侵害事件が発生し、個人情報侵害申告及び相談受付が急激に増加した。

### ③ 推進経過

- a. 個人情報保護法制定（2011. 9. 30）
- b. 住民番号収集法定主義導入（2013. 8. 6改正、2014. 8. 7施行）
- c. 住民登録番号保管時暗号化措置義務化（2014. 3. 24改正、2016. 1. 1施行）
- d. 法定・懲罰的損害賠償制導入、個人情報保護委員会機能強化（2015. 7. 24改正、2016. 7. 25施行）
- e. 個人情報収集出所告知義務化、住民登録番号収集法定主義強化（2016. 3. 2議決）

## (2) 個人情報関連他法律との関係

個人情報保護法は、個人情報分野の一般法である。したがって他の法律に特別な規定がない場合には、個人情報保護法に従わなければならない。すなわち、社会全

般の個人情報保護を規律し、個人情報を扱う全ての事業者、個人等は全て適用対象者となる。他の法律に特別な規定がある場合には、該当の法律規定に従う。すなわち、情報通信網法、信用情報法、医療法、電子金融取引法、高等教育法、保険業法等は、個人情報保護法に優先する。また、他の法律の規定が個人情報保護法と保護水準が異なる場合には、該当条文ごとに個別法を適用する。これは個人情報保護法制定、施行により個別法で扱わない死角地帯を包括規律しているということである。

### (3) 法律適用対象及び範囲

① 法施行以前は、分野別個別法がある場合に限り個人情報保護義務を適用していた（約51万）。

すなわち、公共機関は「公共機関個人情報保護法」、信用情報提供・利用者は「信用情報法」、情報通信サービス提供者は「情報通信網法」、旅行会社、デパート等準用事業者は「情報通信網法」があった。

② 法施行以後、適用対象は公共・民間部門の全ての個人情報処理者である。したがってポータル、金融機関、病院、学院（塾）、製造業、サービス業等360万事業者及び部署、地方自治体、公社、公団、学校等20万の公共機関が全て適用対象者である。

③ 適用範囲は、電子ファイルのほか同窓会名簿、嘆願書類、イベント応募券等、手記文書を含む。ただし、同窓会、同好会等、親睦企画団体の個人情報処理は、個人情報収集利用（法第15条）、個人情報処理方針（法第30条）、個人情報保護責任者指定（法第31条）の適用除外とする。

### (4) 個人情報保護委員会

#### ① 委員会の機能

個人情報保護に関する政策、制度の改善、勧告等に対する審議議決と、誤・乱用監視、履行実態の調査、改善方案の研究等を独立的に遂行する。

#### ② 審議議決事項

- a. 政府の個人情報保護基本計画と各省庁の施行計画
- b. 個人情報保護に関連する政策、制度及び法令の改善
- c. 個人情報の処理における公共機関間の意見調整
- d. 個人情報保護に関する法令の解釈と運用
- e. 公共機関の個人情報侵害等に対する是正措置の勧告
- f. その他関係法令と機関で委任した事項等
- g. 個人情報保護に対する年次報告書の作成と国会報告
- h. 大統領、委員長及び委員2名以上が提起した事項

### ③ 調査研究

- a. 個人情報の収集・利用、個人情報保護法の履行実態調査
- b. 目的外利用及び第三者への提供実態等調査・分析
- c. 海外の個人情報保護執行システムと個人情報保護の主要な動向研究
- d. 個人情報保護を強化するための法・制度改善方案等の研究

### (5) 主要な改正事項

#### ① 住民番号収集の法定主義

##### 《法改正前》

情報主体の同意を別途得た場合でも、住民番号を含む固有識別情報処理が可能（法24条）

- a. 他の個人情報の処理に対する同意とは別途同意を得た場合
- b. 法令で具体的に固有識別情報の処理を要求または許可した場合

##### 《法改正後》

法24条の2の新設、住民番号に限り情報主体の同意による収集も禁止

- a. 法令・大統領令・国会規則・大法院規則・憲法裁判所規則・中央選挙管理委員会規則及び監査院規則で具体的に住民登録番号の処理を要求または許可した場合（法第24条の2第1項1号）
- b. 情報主体や第三者の急迫した生命、身体、財産の利益のため明らかに必要であると認定される場合（法第24条の2第1項第2号）
- c. 上記に準じ、住民登録番号処理が不可避な場合であっても行政安全部令で定める場合（法第24条の2第1項第3号）

不必要な住民番号収集慣行が根絶されるように根拠法令の一斉整備推進  
不必要な住民番号収集慣行が根絶されるように根拠法令の一斉整備を推進し、住民番号要求法定書式の整備等慣行的な住民番号収集を根絶

#### ② 住民番号の義務的暗号化

##### 《法改正前》

住民番号等固有識別情報は下記の場合に義務的暗号化

- a. 情報通信網を通じて送受信したり、補助記憶媒体等を通じて伝達する場合
- b. インターネット間及びインターネット間と内部網の中間地点に記憶する場合
- c. 業務用コンピューターやモバイル機器に記憶し管理する場合

これは、個人情報危険度分析結果に基づき、暗号化の可否及び水準を選択適用することが可能である。

《法改正後》

住民番号は保管時に義務的暗号化の措置を講じなければならない（第24条の2第2項）。

- a. 100万名未満の住民番号保管：2016年12月31日までに暗号化（2017年1月1日適用）
- b. 100万名以上の住民番号保管：2017年12月31日までに暗号化（2018年1月1日適用）

住民番号暗号化措置の未履行時には、3千万ウォン以下の過怠金を科す。

③ 法定・懲罰的損害賠償制度の導入（2016年7月25日）

法定損害賠償制度と懲罰的損害賠償制度の導入（第39条、第39条の2）

《両制度の比較及び導入方案》

区 分	法定損害賠償制度	懲罰的損害賠償制度
適用要件	企業の故意・過失で個人情報紛失・盗難・流出した場合	企業の故意・重過失で個人情報が流出、もしくは同意なしで活用し、被害発生
立証責任	企業が故意・過失のないことを立証 被害者に対する被害額の立証責任は免除	企業が故意・重過失のないことを立証 被害額は被害者が立証
救済範囲	事実上被害立証が難しい精神的被害	財産及び精神的被害全てを含む
賠償規模	300万ウォン以下の範囲で相当な金額	実際被害額の3倍以内の賠償
適用時期	改正法施行以後の流出事件	

④ 個人情報出所告知の義務化（2016年3月2日）

《法改正前》

- a. センシティブ情報は告示でバイオ情報のみ暗号化義務
- b. 固有識別情報は暗号化義務のみ賦課
- c. 情報主体以外からの個人情報収集時は、情報主体の要求があれば出所告知義務
- d. 住民登録番号は法令（法律、施行令、施行規則）に根拠があれば処理可能

《法改正後》

- a. センシティブ情報は全て必ず暗号化
- b. 固有識別情報の暗号化義務を履行したかについて行政自治部が定期的に監督
- c. 第三者提供、委託等情報主体以外から個人情報の収集時は、情報主体に告知義務化
- d. 住民登録番号は法律、施行令に根拠があれば処理可能（施行規則除外）

## (6) 個人情報環境

### ① 流出、侵害の超大量化

個人情報の大量集積により流出事件も超大量化（1～2千万件）し、全国民の個人情報が流出対象となる時代である。

### ② 新しい技術環境

スマートフォン、クラウドコンピューティング、CCTV、位置情報、ビッグデータ等新しい技術を基盤とした個人情報保護が問題化している。

### ③ 個人情報取扱分野の拡大

既存の情報通信業のほかその他の事業分野、非営利団体分野でも問題が発生する可能性がある。

### ④ 情報主体の認識に変化

利用者の集団訴訟、苦情の持続的増加等。裁判所においても利用者の積極的な権利行使を認めている。

## (7) 個人情報の定義

個人情報とは、特定個人を識別することができる情報で、住民番号、映像情報、音声等だけでなく他の情報と簡単に結びつけて個人を識別することができる情報であり、姓名、電話番号、e-mail等も含まれる。すなわち、姓名、電話番号、住所と同じ他の情報と簡単に結びつけて個人を識別することができる情報は個人情報に該当するため、個人情報保護法により処理されなければならない。

## (8) 個人情報の収集・利用基準

次の各号のいずれかに該当する場合、個人情報を収集することができる

### ① 情報主体の同意を得た場合

《同意獲得時における告知事項》

収集・利用目的、収集項目、保有・利用期間、同意拒否権と同意拒否時の不利益

### ② 法律の特別な規定、法令上の義務遵守

### ③ 公共機関が法令で定めた所管業務の遂行

### ④ 情報主体との契約締結及び履行

### ⑤ 情報主体等の急迫した生命、身体、財産の利益保護

### ⑥ 個人情報処理者の正当な利益達成

## (9) 個人情報処理方針の策定及び公開

### ① 内容

個人情報処理者は、個人情報処理方針を策定・公開（法第30条第1項、令第31条第1項）

《個人情報処理方針に含む事項》

- a. 個人情報処理目的
- b. 個人情報の処理及び保有期間
- c. 個人情報の第三者提供に関する事項
- d. 個人情報の処理委託に関する事項
- e. 情報主体の権利・義務及び行使方法に関する事項
- f. 処理する個人情報項目
- g. 個人情報の破棄に関する事項
- h. 個人情報の安全性確保措置に関する事項

### ② 個人情報処理方針の公開方法

インターネットホームページの最初の画面または直接リンクしている画面に掲載しなければならない。

《インターネットホームページ掲載不可時公開方法》（令第31条第3項）

- a. 事業場等の見やすい場所に掲示
- b. 官報、新聞に掲載
- c. 年2回以上発生する刊行物、ニュースレター等に掲載
- d. 財貨サービスを提供するために作成した契約書に掲載し発行

### ③ 処罰規定

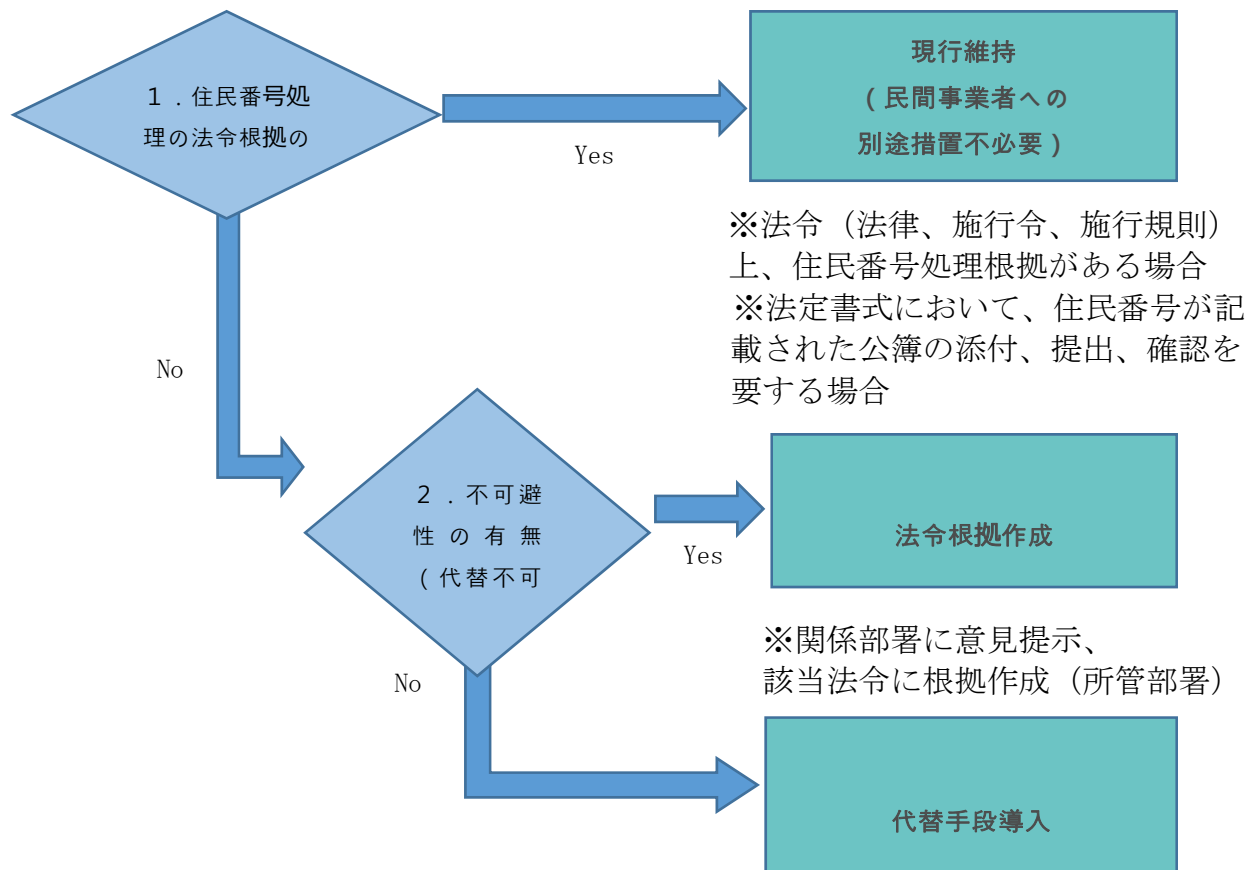
違反時は1千万ウォン以下の過怠金を科す。

2013年に顧客情報大量流出事件を起こした疑いで起訴されたKB国民カード及び農協銀行は、個人情報保護法違反と認められ罰金1,500万ウォンを、ロッテカードは罰金1千万ウォンを宣告され、国民カードは流出行為が二度あったことから加重処罰された。



《参考》住民番号未収集転換手続き

1. 住民番号収集、利用の原則的禁止：未収集または代替手段の導入等
2. 不可避な場合、法令根拠作成または必要最小限の利用



◇参考：住民番号未収集転換手続きの事例

※職員採用時の住民番号の処理

事 例		労働契約締結のための住民番号処理
検討	1. 住民番号処理の法令根拠の有無	法令根拠あり → 国民健康保険法等を根拠とし、四大保険加入のため の場合、労働基準法第42条及び施行令第22条によ り、賃金台帳の作成時に所得税法上所得税源泉徴収のた めの役職員の住民番号の処理根拠を明示的に規定
	2. 不可避性の有無	不可避性あり → 労働契約の締結段階で職員の住民番号処理は不可避
措置事項		別途措置不必要（現行維持） ※採用時の最終合格者に限り住民番号処理が可能 入社支援段階では、生年月日等で代替

(10)住民番号の暗号化措置：法改正（2016年1月1日施行）

固有識別情報中、住民番号が内外部網に保管時に暗号化（法第24条の2）

① 住民番号は影響評価、危険度分析結果に関係なく、内外部網に保管時に暗号化措置：住民登録番号を紛失・盗難・変造または毀損されないよう暗号化措置を通じて安全に保管しなければならない。この場合、暗号化適用対象及び対象別適用時期等に関して必要な事項は、個人情報の処理規模と流出時の影響等を考慮して施行令で定める。

→ 処罰規定：住民番号の未暗号化時には3千万ウォン以下の過怠金

未暗号化による住民番号流出時には、2年以下の懲役または1千万ウォン以下の罰金

② 個人情報処理者に対する暗号化適用時期（令改正案第21条の2）

a. 100万名未満の情報主体に対する住民登録番号を保管している個人情報処理者：2017年1月1日

b. 100万名以上の情報主体に関する住民登録番号を保管する個人情報処理者：2018年1月1日

## 6. 個人情報保護法のための事業者の守則

### 《事業者遵守事項》

(1) 個人情報は同意を得て収集しなさい。

会員、メンバーシップ加入等で顧客の個人情報を収集する時は同意を得、収集利用目的、収集項目、保有期間、拒否時の不利益を知らせることについても同意を得なければならない。

(2) サービスや業務処理において必ず必要最小限のみの情報を収集しなさい。

個人情報はサービスや業務処理において必要な必須情報のみ収集し、住民登録番号やセンシティブ情報は原則的に収集してはならない。

(3) 個人情報を収集する目的以外で利用または第三者に提供しないでください。

個人情報を当初の収集目的と異なる目的で利用または第三者に提供する場合は、必ず顧客の同意を得なければならない。

(4) 個人情報処理業務の委託は必ず文書で行い、委託事実を公開しなさい。

代理店、委託店、コールセンター等外部に個人情報の処理を委託する場合、ホームページまたは事業所に委託内容と受託者を公開しなければならない。

(5) 個人情報 は安全に管理・保管しなさい。

個人情報の内部管理計画を策定し、個人情報接近統制（アクセス統制）の暗号化、保安プログラム等を設置して、個人情報の保管場所の出入統制もしくは施錠装置等を用意しなければならない。

→ 常時勤労5名未満の事業場は、内部管理計画の策定を免除する。

(6) 個人情報 は利用目的が達成した後必ず破棄しなさい。

個人情報は、保有期間が経過しまたは個人情報の処理目的を達成しこれ以上不要な場合には、遅滞なく破棄し復旧または再生できないように注意しなければならない。

## II 住民登録法

[2017. 5. 30][法律第14191号、2016. 5. 29一部改正]

### 第1条（目的）

この法律は、市（特別市、広域市を除き、特別自治道を含む。以下同じ。）・郡または区（自治区をいう。以下同じ。）の住民を登録することで、住民の居住関係等人口の動態を常に明確に把握し、住民生活の便益を増進させ、行政事務を適正に処理することを目的とする。（法改正2009. 4. 1）

### 第2条（事務の管掌）

① 住民登録に関する事務は、市長（特別市長、広域市長を除き、特別自治道知事は含む。以下同じ。）、郡守または区庁長（自治区の区庁長をいう。以下同じ。）が管掌する。（改正2009. 4. 1）

② 市長、郡守または区庁長は、第1項の規定による権限の一部を、その地方自治体の条例で定めるところにより、区庁長（自治区ではなく、区の区庁長のみ該当する。）・邑・面・洞長または出張所長に委任することができる。

### 第3条（監督等）

① 住民登録に関する事務の指導監督は、行政自治部長官が行う。（改正2008. 2. 29、2013. 3. 23、2014. 11. 19）

② 行政自治部長官は、大統領令で定めるところにより、その権限の一部を特別市長・広域市長・道知事または特別自治道知事に委任することができる。（改正2008. 2. 29、2009. 4. 1、2013. 3. 23、2014. 11. 10）

### 第4条（手数料と過怠金等の帰属）

この法の規定に基づき収納する手数料・使用料及び過怠金は、特別市・広域市・道

・特別自治道（以下「市・道」という。）もしくは市・郡・区の収入とする。（改正2009.4.1）

#### 第5条（経費の負担）

① 住民登録に関する事務に必要な経費は、該当の市・郡または区の負担とする。

② 第24条第1項の規定による住民登録証発行に必要な経費は、該当の市・郡または区と国が大統領令で定める基準に基づいて分担する。

#### 第6条（対象者）

① 市長・郡長または区庁長は、30日以上居住する目的でその管轄区域に住所や居所（以下「居住地」という。）のある次の各号の者（以下「住民」という。）を、この法律の規定に基づいて登録しなければならない。ただし、外国人は例外とする。

（改正2014.1.21）

1. 居住者：居住地が明らかな人（第3号の在外国民は除く。）
2. 居住不明者：第20条第6項に基づき居住不明と登録された者
3. 在外国民：「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律」第2条第1号に基づく国民で、「海外移住法」第12条に基づく永住帰国の申告をしなかった者のうち次の各号のいずれかの場合

イ. 住民登録を抹消された者が帰国後再登録申告をする場合

ロ. 住民登録のない者が帰国後初めて住民登録申告をする場合

② 第1項の登録で、営内に起居する軍人は、その者が属する世帯の居住地において本人や世帯主の申告に基づき登録しなければならない。

#### 第7条（住民登録票等の作成）

市長・郡守または区庁長は、住民登録事項を記録するため、電算情報処理組織（以下「電算組織」という。）に個人別及び世帯別住民登録票（以下「住民登録票」という。）と世帯別住民登録票索引簿を作成し、記録・管理・保存しなければならない。

② 個人別住民登録票は個人に関する記録を総合的に記録・管理し、世帯別住民登録票はその世帯に関する記録を統合し記録・管理する。

③ 住民登録票と世帯別住民登録票索引簿の書式及び記録・管理・保存方法等に必要事項は、大統領令で定める。（改正2016.5.29）[憲法不合致、2013憲バ68、2015.12.23、住民登録法（2007.5.11法律第8422号に全部改正されたもの）第7条は憲法に合致しない。上記の条項は2017.12.31を時限とし、立法者が改正するまで引き続き適用される。][施行日：2017.5.30] 第7条

#### 第7条の2（住民登録番号の付与）

① 市長・郡守または区庁長は、住民に対し個人別に固有の登録番号（以下「住民登録番号」という。）を付与しなければならない。

② 第1項に基づく住民登録番号の付与方法は大統領令で定める。

[本条新設 2016. 5. 29]

[施行日：2017. 5. 30] 第7条の2

#### 第7条の3（住民登録番号の訂正）

① 住民登録されている居住地（以下「住民登録地」という。）の市長・郡守または区庁長は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、住民登録番号を付与した市長・郡長または区庁長（以下「番号付与地の市長・郡守または区庁長」という。）に住民登録番号の訂正を要求しなければならない。ただし、住民登録地の市長・郡守または区庁長が番号付与地の市長・郡守または区庁長である場合には、住民登録番号を直接訂正しなければならない。

1. 第14条第2項及び第3項に基づく登録事項の訂正により、住民登録番号を訂正しなければならない場合

2. 住民から住民登録番号の誤謬を理由に訂正申請を受けた場合

3. 住民登録番号に誤謬があることを発見した場合

② 番号付与地の市長・郡守または区庁長は、第1項に基づく住民登録番号訂正の要求を受けた場合遅滞なくこれを訂正し、この訂正事項を住民登録地の市長・郡守または区庁長に知らせなければならない。ただし、住民登録番号に誤謬のあることを発見できなかつたり住民登録番号の付与事実を確認できなければ、その事由を記載し、住民登録地の市長・郡守または区庁長に知らせなければならない。

③ その他住民登録番号の訂正に基づく住民登録票の訂正と住民登録証の再発行等に必要な事項は、大統領令で定める。

[本条新設 2016. 5. 29]

[施行日：2017. 5. 30] 第7条の3

#### 第7条の4（住民登録番号の変更）

① 次の各号のいずれかに該当する者は、大統領令で定めるところにより、これを立証することができる資料を備え、住民登録地の市長・郡守または区庁長に住民登録番号の変更を申請することができる。

1. 流出した住民登録番号により、生命・身体への危害を受けもしくは受ける恐れがあると認められる者

2. 流出した住民登録番号により、財産に被害を受けもしくは受ける恐れがあると認められる者

3. 次の各号のいずれかに該当する者で、流出した住民登録番号により被害を受けもしくは受ける恐れがあると認められる者

イ. 「児童・青少年の性保護に関する法律」第2条第6号に基づく被害児童・青少年

ロ. 「性暴力防止及び被害者保護等に関する法律」第2条第3号に基づく性暴力被害者

ハ. 「性売買斡旋等の行為処罰に関する法律」第2条第1項第4号に基づく性売買被害者

ニ. 「家庭暴力犯罪の処罰に関する特例法」第2条第5号に基づく被害者

4. その他第1号から第3号までの規定に準ずる者で大統領令に定める者

② 第1項及び第4項に基づく申請や異議申請を受けた住民登録地の市長・郡守または区庁長は、第7条の5に基づく住民登録番号の変更委員会に、住民登録番号の変更可否についての決定を請求しなければならない。

③ 住民登録地の市長・郡守または区庁長は、第7条の5に基づく住民登録番号変更委員会から住民登録番号変更の決定を通知された場合には、第1項に基づく申請者の住民登録番号を遅滞なく変更し、これを申請人に通知しなければならない。

④ 住民登録地の市長・郡守または区庁長は、第7条の5に基づく住民登録番号変更委員会から住民登録番号変更の決定以外の決定を知らされた場合には、その事実と事由をその申請人に通知しなければならず、異議のある申請者は、その通知を受けた日から30日以内にその住民登録地の市長・郡守または区庁長に異議申請をすることができる。

⑤ 第1項から第4項までに規定する事項の他、住民登録番号の変更申請、変更決定請求、変更通知、異議申請等に必要な事項は、大統領令で定める。

[本条新設 2016. 5. 29]

[施行日：2017. 5. 30] 第7条の4

#### 第7条の5（住民登録番号変更委員会）

① 住民登録番号の変更に関する事項を審査・議決するため、行政自治部に住民登録番号変更委員会（以下「変更委員会」という。）を置く。

② 変更委員会はその権限に属する業務を独立して遂行する。

③ 変更委員会は第7条の4第2項に規定する請求を受けた日から6ヶ月以内に審査・議決を完了し、その結果（変更決定以外の決定をした場合にはその理由を含む。）を該当住民登録地の市長・郡守または区庁長に知らせなければならない。ただし、この期間中に審査・議決を完了できない場合には、変更委員会はその議決で3ヶ月の範囲内でその期間を延長することができる。

④ 変更委員会は、第7条の4第2項に規定する請求を審査した結果、次の各号のいずれかに該当する理由がある場合には請求を受け入れない決定等ができる。

1. 犯罪経歴を隠し法令上の義務を回避する目的がある場合

2. 捜査や裁判を妨害する目的がある場合

3. 善良な風俗その他社会秩序に違反する場合

4. その他大統領令に定める場合

⑤ 変更委員会は委員長1名を含む11名以内の委員で構成し、そのうちの1名は常任委員とする。

⑥ 委員は、次の各号のいずれかに該当する者の中で、行政自治部長官が任命し委嘱する。この場合、公務員でない委員の数は委員長と常任委員を含む委員数の二分の一以上でなければならない。

1. 行政自治部及び関係行政機関（「個人情報保護法」第7条に規定する個人情報保護委員会を含む。）所属の公務員

2. 判事、検事、弁護士または医師の職に5年以上従事した者

3. 金融関連業務に5年以上従事した者

4. 個人情報保護業務や住民登録業務に関して豊富な専門的学識と経験を持つ者

⑦ 委員長は、委員のうち公務員でない者を行政自治部長官が委嘱する。

⑧ 委員長と委員の任期は二年とし、一回に限り再任することができる。ただし、第6項第1号により任命された公務員である委員はその職に在職中は再任する。

⑨ 変更委員会は、審査のために必要と認めた場合、次の各号の行為を議決することができる。

1. 前科照会、信用情報照会等大統領令に定める方法で行う事実調査

2. 申請者または関係公務員等の出席要求

3. 申請者または関係機関等に対する資料の提出要求

⑩ 変更委員会の会議は在籍委員の過半数の出席で開議し、出席委員過半数の賛成で議決する。

⑪ 変更委員会の事務を支援するため変更委員会に事務局を置く。

⑫ 変更委員会と第11項に規定する事務局の構成及び運営等に必要事項は大統領令に定める。

[本条新設2016. 5. 29]

[施行日：2017. 5. 30]第7条の5

## 第8条（登録の申告主義原則）

住民登録または登録事項の訂正、抹消もしくは居住不明登録は、住民の申告により行う。ただし、本法に特別な規定がある場合は例外とする。（改正2009. 4. 1）

## 第9条（整理）

個人別住民登録票は住民登録番号順、世帯別住民登録票は世帯主の住民登録番号順でそれぞれ整理し、これに関する具体的な事項は行政自治部長官が定める。（改正2008. 2. 29、2013. 3. 23、2014. 11. 19）

#### 第10条（申告事項）

① 住民（在外国民は除く。）は、次の各号の事項について、該当居住地を管轄する市長・郡守または区庁長に申告しなければならない。（改正2007. 5. 17、2009. 4. 1、2014. 1. 21）

1. 姓名
  2. 性別
  3. 生年月日
  4. 世帯主との関係
  5. 共同生活所における管理責任者
  6. 「家族関係の登録等に関する法律」第10条第1項に規定する登録基準地（以下「登録基準地」という。）
  7. 住所
  8. 家族関係の登録がされていない者または家族関係登録の可否が明らかでない者はその理由
  9. 大韓民国の国籍を持たない者はその国籍名や国籍の有無
  10. 居住地を異動する場合には転入前の住所、転入地と該当年月日
- ② いずれの者も第1項の申告を二重で行うことはできない。

#### 第10条の2（在外国民の申告）

① 在外国民が国内に30日以上居住する目的で入国する場合には、次の各号の事項について該当居住地を管轄する市長・郡守または区庁長に申告しなければならない。

1. 第10条第1項各号の事項
  2. 永住または居住する国・地域の名称と滞留資格の種類
- ② いずれの者も第1項の申告を二重で行うことはできない。
- ③ その他第1項の申告に必要な事項は大統領令に定める。

[本条新設2014. 1. 21]

#### 第11条（申告義務者）

① 第10条に規定する申告は、世帯主が申告理由の発生した日から14日以内に行わなければならない。ただし、世帯主が申告できない場合には、世帯主に代わり次の各号のいずれかに該当する者が行うことができる。（改正2009. 4. 1）

1. 世帯を管理する者
2. 本人
3. 世帯主の委任を受けた者で次の各号のいずれかに該当する者
  - ア. 世帯主の配偶者
  - イ. 世帯主の直系血族



ウ．世帯主の配偶者の直系血族

エ．世帯主の直系血族の配偶者

② 第10条の2に規定する申告は、在外国民本人が行わなければならない。ただし、在外国民本人が申告できない場合は、本人に代わり次の各号のいずれかに該当する者がこれを行うことができる。（新設2014. 1. 21）

1. 在外国民が居住する世帯の世帯主

2. 在外国民本人の委任を受けた者で、次の各項目のいずれかに該当する者

ア．在外国民本人の配偶者

イ．在外国民本人の直系血族

ウ．在外国民本人の配偶者の直系血族

エ．在外国民本人の直系血族の配偶者

③ 第1項但書及び第2項但書に規定する委任に関する具体的な事項は、大統領令に定める。（改正2014. 1. 21）

第12条（共同生活所における申告義務者）

寮、「老人福祉法」第34条第1項第1号に規定する老人療養施設、「ホームレス等の福祉及び自立支援に関する法律」第16条第1項第4号に規定する野宿者療養施設、「児童福祉法」第52条第1項第1号に規定する児童養育施設等の共同生活所に居住する住民は、申告理由の発生した日から14日以内にその共同生活所の管理者が申告しなければならない。ただし、管理者が申告できない場合は本人が行わなければならない。（改正2016. 5. 29）

第13条（訂正申告）

第11条と第12条に規定する申告義務者は、申告事項に変更があった場合には変更があった日から14日以内にその訂正申告をしなければならない。

第14条（家族関係登録申告等に伴う住民登録票の整理）

①本法に伴う申告事項と「家族関係の登録等に関する法律」に伴う申告事項が同じ場合には、「家族関係の登録等に関する法律」に伴う申告で本法に規定する申告を代える。（改正2007. 5. 17）

② 住民登録地の市長・郡守または区庁長は、第1項により本法に伴う申告に代わる「家族関係の登録等に関する法律」に規定する申告を受けた場合には、住民登録票に登載し、登録事項を訂正または抹消しなければならない。（改正2007. 5. 17）

③ 申告対象者の「家族関係の登録等に関する法律」第4条に規定する申告地（以下「家族関係登録申告地」という。）と住民登録地が異なる場合には、家族関係登録申告地の市長・区庁長または邑・面長が「家族関係の登録等に関する法律」に規定する申告を受け家族関係登録簿の記録事項を変更した場合、直ちにその申告事項

を住民登録地の市長・郡守または区庁長に知らせ、その通知を受けた住民登録地の市長・郡守または区庁長は、関係事項を住民登録票に登載し、登録事項を訂正または抹消しなければならない。（改正2007. 5. 17、2009. 4. 1）

④ 第1項により「家族関係の登録等に関する法律」に規定する申告で本法に伴う申告に代わる申告事項は、大統領令に定める。（改正2007. 5. 17）

[題名改正2007. 5. 17]

#### 第15条（住民登録と家族関係登録との関連）

① 登録基準地と住民登録地が異なる場合、住民登録地の市長・郡守または区庁長が「家族関係の登録等に関する法律」第9条第2項に規定する家族関係登録簿の記録事項と同じ内容の住民登録をし登録事項を訂正または抹消をしたら、その内容を大統領令に定めるところにより登録基準地（第14条第3項に規定する場合には家族関係登録申告地をいう。）の市長・区庁長または邑・面長に知らせなければならない。（改正2007. 5. 17、2009. 4. 1）

② 第1項に規定する通知を受けた市長・区庁長または邑・面長は、通知された事項のうち家族関係登録簿の記録事項と異なる事項に関し、直ちにその内容を住民登録地の市長・郡守または区庁長に知らせなければならない。（改正2007. 5. 17、2009. 4. 1）

[題名改正2007. 5. 17]

#### 第16条（居住地の異動）

① 世帯に属する者全てもしくは一部が居住地を異動する場合、第11条や第12条に規定する申告義務者は、新居住地に転入した日から14日以内に新居住地の市長・郡守または区庁長に転入申告をしなければならない。

② 新居住地の市長・郡守または区庁長は、第1項に規定する転入届を受けた後直ちに前居住地の市長・郡守または区庁長に転入届事項を知らせ、電算組織を利用して住民登録票と関連公簿の移管を要請しなければならない。

③ 第2項に規定する移管要請を受けた前居住地の市長・郡守または区庁長は、転出対象者が世帯員全員や世帯主を含む世帯の一部転出である場合には住民登録票と関連公簿を、世帯主を除く世帯の一部の転出である場合には転出者の個人別住民登録票及び関連公簿を直ちに整理し、新居住地の市長・郡守または区庁長に電算組織を利用して移管しなければならない。

④ 新居住地の市長・郡守または区庁長は、第3項により住民登録票と関連公簿が移管されれば、第1項に規定する転入申告書と対照・確認した後直ちに住民登録票と関連公簿を整理または作成しなければならない。

⑤ 転入届に関する手続きと転入届事項の通知方法等は大統領令に定める。

#### 第17条（他の法令に規定する申告との関係）

住民の居住地異動に伴う住民登録の転入届があった場合、「兵役法」、「民防衛基本法」、「印鑑証明法」、「国民基礎生活保障法」、「国民健康保険法」及び「障害者福祉法」に規定する居住地異動の転出申告と転入申告をしたとみなす。

#### 第18条（申告の方法と申告書式等）

- ① 本法に規定する申告は口述や書面によりおこなう。
- ② 申告に関する書式とその保存期間等は大統領令に定める。

#### 第19条（国外移住申告等）

- ① 本法により住民登録をした居住者または居住不明者が大韓民国以外に居住地を定めようとする場合には、その者の現居住地を管轄する市長・郡守または区庁長にあらかじめ申告しなければならない。この場合、「海外移住法」第6条に規定する海外移住申告は前段の申告に代えることができる。（改正2014. 1. 21）
- ② 第10条の2第1項により申告した在外国民が国外に30日以上居住する目的で出国しようとする場合には、その者の現居住地を管轄する市長・郡守または区庁長にあらかじめ申告しなければならない。この場合、「在外国民登録法」第2条に規定する登録を以て前段の申告に代えることができる。（新設2014. 1. 21）
- ③ 市長・郡守または区庁長は、第1項及び第2項により申告した者の居住地を管轄する邑・面役場または洞住民センターの住所を行政上管理住所に指定しなければならない。（新設2014. 1. 21）
- ④ 市長・郡守または区庁長は、住民登録された居住者または居住不明者が「海外移住法」第6条により海外移住申告をして出国し、同法第4条第3号の現地移住をした場合には、本法第6条第1項第3号の在外国民として区分し登録・管理しなければならない。（新設2014. 1. 21）
- ⑤ 第1項から第4項に規定する国外移住申告、在外国民の出国申告、行政上の管理住所の指定、在外国民区分登録・管理等に関する具体的な事項は、大統領令に定める。（新設2014. 1. 21）

[題名改正2014. 1. 21]

#### 第19条の2（資料の提供）

- ① 市長・郡守・区庁長及び行政自治部長官は、在外国民の居住事実等を明確に把握するために必要な場合には、法務部長官に出入国資料及び国内居所申告資料の提供を要請することができ、また外交部長官に海外移住申告者資料及び在外国民登録者資料の提供を要請することができる。この場合、法務部長官及び外交部長官は、特別な理由がなければこれに従わなければならない。（改正2014. 11. 19）

② 法務部長官及び外交部長官は、国内居所申告者管理や在外国民登録等のために必要な場合には、市長・郡守・区庁長及び行政自治部長官に在外国民の住民登録資料提供を要請することができる。この場合、市長・郡守・区庁長及び行政自治部長官は、特別な理由がなければこれに従わなければならない。（改正2014. 11. 19）

③ 第1項及び第2項に規定する資料の提供に係る使用料と手数料等は免除する。  
[本条新設2014. 1. 21]

## 第20条（事実調査と職権措置）

① 市長・郡守または区庁長は、申告義務者が次の各号のいずれかに該当する場合にはその事実を調査することができる。（改正2014. 1. 21）

1. 第10条及び第10条の2に規定された事項を本法に規定された期間内に申告しない時

2. 第10条及び第10条の2に規定された事項の申告が不十分である時

3. 第10条及び第10条の2に規定された事項の申告された内容が事実と異なると認められる相当な理由がある時

② 市長・郡守または区庁長は、第1項に規定する事実調査等を通じて申告義務者が申告すべき事項の申告をせずもしくは申告された内容が事実と異なることを確認した場合には、一定の期間を定めて申告義務者に事実通りに申告するよう催告しなければならない。第15条第2項により通知を受ける時もこれと同じである。

③ 市長・郡守または区庁長は、申告義務者に対し催告できない場合には、大統領令に定める方法により一定の期間を定めて申告するよう公告しなければならない。

④ 第2項に規定する催告や第3項に規定する公告をする場合には、決められた期間内に申告しなければならず、市長・郡守または区庁長が住民登録をし登録事項の訂正、抹消または第6項に規定する居住不明登録することができるという内容を含めなければならない。（改正2009. 4. 1）

⑤ 市長・郡守または区庁長は、申告義務者が第2項または第3項により定めた期間内に申告しなければ、第1項に規定する事実調査、公簿上の根拠もしくは統長または里長の確認により住民登録をし、登録事項の訂正、抹消または第6項に規定する居住不明登録をしなければならない。（改正2009. 4. 1）

⑥ 市長・郡守または区庁長は、申告義務者が第5項に規定する確認の結果、居住事実が不明であると認められる場合には、その申告義務者が最後に申告した住所を行政上管理住所として居住不明登録をしなければならない。ただし市長・郡守または区庁長は、居住不明登録後一年が経過し、第3項に規定する公告を二回以上行っても申告義務者が正確な居住地に再登録しない場合には、邑・面役場または洞住民センターの住所を行政上の管理住所として居住不明登録をすることができる。（新設2009. 4. 1）

⑦ 市長・郡守または区庁長が、第5項や第6項による公簿上の根拠もしくは統長または里長の確認を受ける方法により職権措置を行った場合、14日以内にその事実を申告義務者に通知し、通知することができなければ大統領令に定めるところにより公告しなければならない。（改正2009.4.1）

⑧ 関係公務員は、第1項に規定する調査をする際、その権限を表す証票を持ってこれを関係者に提示しなければならない。（改正2009.4.1）

#### 第21条（異議申請等）

① 市長・郡守または区庁長から第20条第5項もしくは第6項に規定する住民登録または登録事項の訂正や抹消もしくは居住不明登録の処分を受けた者がその処分に異議がある場合には、その処分を受けた時もしくは第20条第7項に規定する通知を受けまたは公告された日から30日以内に書面により該当市長・郡守または区庁長に異議を申請することができる。（改正2009.4.1）

② 市長・郡守または区庁長が第1項に規定する異議申請を受けた場合、その申請を受けた日から10日以内に審査・決定をし、その結果を直ちに申請者に通知しなければならない。その要求が正当であると決定された場合には住民登録票を訂正しなければならない。

③ 市長・郡守または区庁長が異議申請を却下もしくは棄却する決定をした場合、第2項に規定する結果通知書に行政審判や行政訴訟を提起することができるという趣旨を申請者に通知しなければならない。

#### 第22条（住民登録票の再作成）

① 市長・郡守または区庁長は、次の各号のいずれかに該当する場合、従来の住民登録に関する各種申請書等により住民登録票を再作成し、申告義務者の確認を受けなければならない。ただし、住民登録に関する各種申請書等から再作成できない場合は、住民登録票を再作成することを申告義務者に知らせるための公告をし、その申告義務者の申告によりこれを作成すべきであり、第2号の場合には世帯別住民登録票に限定して作成する。

1. 災害・災難等で住民登録票が滅失、損傷し復旧が不可能な場合
2. 世帯主が変更された場合

② 第1項第1号の場合には、再作成した住民登録票にその理由を記録しなければならない。同項第2号により変更される以前の住民登録票は保存・管理し、またその保存・管理に必要な事項は大統領令に定める。

#### 第23条（住民登録者の地位等）

① 他の法律に特別な規定がない場合は、本法に伴う住民登録地を公法関係における住所とする。

② 第1項により住民登録地を公法関係における住所とする場合には、申告義務者が新居住地に転入届を提出すれば新居住地での住民登録が転入届日であるとみなす。

#### 第24条（住民登録証の発行等）

① 市長・郡守または区庁長は、管轄区域に住民登録された者のうち17歳以上である者に対し住民登録証を発行する。ただし、「障害者福祉法」第2条第2項により第一級から第三級までの障害等級に該当する重度視覚障害者が申し込む場合には、視覚障害者用点字住民登録証を発行することができる。（改正2011.5.30）

② 住民登録証には姓名、写真、住民登録番号、住所、指紋、発行日、住民登録機関を収録する。ただし、血液型については、大統領令に定めるところにより住民の申請があれば追加で収録することができる。

③ 市長・郡守または区庁長は、在外国民に発行する住民登録証には在外国民であることを追加で表示しなければならない。（新設2014.1.21）

④ 第1項により住民登録証の発行を受ける年齢になった者（在外国民は除く。）は、大統領令に定めるところにより市長・郡守または区庁長に住民登録証の発行申請をしなければならない。この場合、市長・郡守または区庁長は、大統領令に定める期間内に発行申請をしない者（在外国民は除く。）に発行申請をするよう催告することができる。（改正2014.1.21）

⑤ 住民登録証の発行を受けない17歳以上の在外国民が国内に30日以上居住する目的で入国する場合には、大統領令に定めるところにより市長・郡守または区庁長に住民登録証の発行の申請をしなければならない。（新設2014.1.21）

⑥ 行政自治部長官は、必要であると認められれば、市長・郡守または区庁長に住民登録証を一斉に更新し検印させることができる。（改正2008.2.29、2013.3.23、2014.1.21、2014.11.19）

⑦ 住民登録証及びその発行申込書の書式と発行手続きは大統領令に定める。（改正2014.1.21）

⑧ 住民登録証を発行する際には、第27条に規定する場合以外には手数料を徴収できず、住民登録証の発行を理由に租税やその他いかなる名目の公課金も徴収してはならない。（改正2014.1.21）

#### 第25条（住民登録証に伴う確認）

1. 嘆願書類やその他の書類を受け付ける時
2. 特定者に資格を認める証書を発行する時
3. その他身分を確認するために必要な時

## 第26条（住民登録証の提示要求）

司法警察官吏は、第1項により身元等を確認する場合親切と礼儀を守るべきで、制服勤務中以外の場合は身元を証明する証票を持ちこれを関係者に示さなければならない。

## 第27条（住民登録証の再発行）

① 住民登録証の発行を受けた後次の各号のいずれかに該当する理由で再発行を受けようとする者は、大統領令に定めるところにより市長・郡守または区庁長にその事実を申告し再発行を申し込まなければならない。

1. 住民登録証の紛失や毀損
2. 姓名、生年月日や性別の変更
3. その他大統領令に定める理由

② 住民登録業務を遂行する公務員は、次の各号のいずれかに該当する理由で業務遂行が難しい場合、大統領令に定めるところによりその住民登録証を回収し、その者が市長・郡守または区庁長に再発行申請をしなければならない。

1. 住民登録証が毀損その他の理由でその内容を調べづらい場合
2. 住民登録証の主な記載内容が変更された場合

③ 市長・郡守または区庁長は、第1項により住民登録証の再発行を申し込む者に対し行政自治部令に定める手数料を徴収することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。（改正2008. 2. 29、2013. 3. 23、2014. 11. 19）

1. 住民登録証発行上の誤りにより再発行する場合
2. その他行政自治部令に定める場合

## 第27条の2（重度障害者に対する住民登録証の発行及び再発行）

① 市長・郡守または区庁長は、身体的・精神的障害程度が重く自立することが非常に困難な障害者（以下「重度障害者」という。）が直接住民登録証の発行・再発行を申し込むことが難しいと判断する場合には、該当重度障害者、その法定代理人または大統領令に定める保護者の申請により、関係公務員が該当重度障害者を直接訪問することにより住民登録証を発行・再発行（発行の場合は所轄区域に住民登録となった重度障害者に限定する。）することができる。

② 重度障害者のための住民登録証の発行及び再発行申請基準・方法及び手続き、関係公務員の訪問手続き等に必要な事項は、大統領令に定める。

[本条新設2011. 5. 30]

## 第28条（住民登録電算情報センターの設置等）

① 行政自治部長官は、住民登録電算情報の管理及び住民登録証の発行等のために住民登録電算情報センターを設置し、住民登録電算情報センターで市長・郡守または区庁長の要請により住民登録証を代行して発行できる。（改正2008. 2. 29、2013. 3. 23、2014. 11. 19）

② 行政自治部長官は、災害や災難等に備えるため、住民登録電算情報バックアップシステムを構築する。（改正2008. 2. 29、2013. 3. 23、2014. 11. 19）

③ 第1項に規定する住民登録電算情報センターと第2項に規定する住民登録電算情報バックアップシステムの運営等に関する事項は、大統領令に定める。

第29条（閲覧もしくは謄本・抄本の交付）

① 住民登録票を閲覧し謄本または抄本の交付を受けようとする者は、行政自治部令に定める手数料を納め、市長・郡守または区庁長（自治区でない区の区庁長を含む。）や邑・面・洞長または出張所長（以下「閲覧もしくは抄本交付機関」という。）に申し込むことができる。（改正2008. 2. 29、2013. 3. 23、2014. 11. 19）

② 第1項に記載の住民登録票閲覧や謄本・抄本の交付申請は、本人や世帯員が行うことができる。ただし、本人や世帯員の委任がある場合や次の各号のいずれかに該当する場合はこれを認める。（改正2007. 5. 17、2009. 4. 1、2016. 5. 29）

1. 国や地方自治体が公務上必要とする場合
2. 関係法令に規定する訴訟、非訟事件、競売目的実行上必要な場合
3. 他の法令に住民登録資料を要請できる根拠がある場合
4. 他の法令で本人や同世帯ではない者に謄本・抄本の提出を義務化している場合
5. 次の各目のいずれかに該当する者が申し込む場合
  - ア. 世帯主の配偶者
  - イ. 世帯主の直系血族
  - ウ. 世帯主の配偶者の直系血族
  - エ. 世帯主の直系血族の配偶者
  - オ. 世帯員の配偶者（住民登録票抄本に限定する。）
  - カ. 世帯員の直系血族（住民登録票抄本に限定する。）
6. 債権・債務関係等大統領令に定める正当な利害関係がある者が申し込む場合（住民登録票抄本に限定する。）
7. その他公益上必要で大統領令に定める場合

③ 第1項に記載の住民登録票閲覧や謄本・抄本の交付は、電算組織を利用して閲覧し交付する。ただし、電子文書や無人発行機を利用する場合には、申請者本人や世帯員の住民登録票謄本・抄本の交付に限定する。

④ 閲覧もしくは謄本・抄本交付機関の長は、本人や世帯員ではない者から住民登録票の閲覧もしくは謄本・抄本の交付申請を受けた場合、その閲覧もしくは謄本・抄本の交付により個人の私生活を侵害する恐れがあり公益に反すると判断される時は、その閲覧をできないようにし謄本・抄本を発行しないこともできる。この場合、その理由を申請者に書面で通知しなければならない。



⑤ 「家庭内暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第2条第5号に規定する被害者（以下「家庭内暴力被害者」という。）は、同法第2条第4号に規定する家庭内暴力行為者が本人と住民登録地を別にする場合、第2項第5号に該当する者の中で対象者を指定して、大統領令に定めるところにより市長・郡守または区庁長に本人と世帯員の住民登録票の閲覧もしくは謄本・抄本の交付を制限するよう申し出ることができる。（新設2009.4.1）

⑥ 閲覧もしくは謄本・抄本交付機関の長は、第6項の制限申請がある場合、制限対象者に家庭内暴力被害者の住民登録票閲覧をさせず、謄本・抄本を発行しないこともある。この場合、その理由を制限対象者に書面で通知しなければならない。（新設2009.4.1）

⑦ 第2項に限らず、離婚した者等世帯を構成しないその直系卑属が、離婚した者の住民登録票の閲覧もしくは謄本・抄本の交付を申し込んだ場合には、閲覧もしくは謄本・抄本交付機関の長は住民登録票抄本のみを閲覧し交付することができる。（新設2009.4.1）

⑧ 第1項から第8項に規定する住民登録票の閲覧もしくは謄本・抄本の交付、無人発行機の住民登録票謄本・抄本の交付時の本人確認方法、無人発行機の設置・運営等に必要な事項は、大統領令に定める。（改正2009.4.1）

[施行日：2016.11.30]第29条

### 第30条（住民登録電算情報資料の利用等）

① 住民登録票に記録された住民登録事項に関する住民登録電算情報資料（以下「電算資料」という。）を利用または活用しようとする者は、関係中央行政機関の長の審査を経て行政自治部長官の承認を受けなければならない。ただし、大統領令に定める場合には関係中央行政機関の長の審査を必要としない。（改正2008.2.29、2013.3.23、2014.11.19）

② 電算資料を利用・活用しようとする者の範囲は、第29条第2項により住民登録票の閲覧もしくは謄本・抄本の交付を申請できる者とするが、電算資料の形態で提供することが適合した場合に限る。

③ 電算資料の提供範囲は住民登録票の資料とするが、第29条第2項第2号から第7号までの場合には住民登録票謄本・抄本の資料に限る。

④ 行政自治部長官は第3項により電算資料を提供する場合、資料の利用・活用目的を考慮して必要最小限の資料を提供するようにしなければならない。（改正2008.2.29、2009.4.1、2013.3.23、2014.11.19）

⑤ 第1項に規定する電算資料を利用・活用する者は、本来の目的以外の用途で利用・活用してはならない。

⑥ 電算資料の利用・活用に必要な事項は大統領令で定め、電算資料の使用料に関する事項は行政自治部令で定める。（改正2008. 2. 29、2013. 3. 23、2014. 11. 19）

### 第31条（住民登録票保有機関等の義務）

① 住民登録票保有機関の長は、住民登録票を管理する際に住民登録票が滅失、盗難、流出または損傷しないよう必要な安全措置を講じなければならない。

② 住民登録票管理者は、本法の規定に伴う保有や利用目的以外の目的のために住民登録票を利用した電算処理を行ってはならない。

③ 住民登録業務に従事した者またはその他の者で職務上住民登録事項を知り得た者は、他人にこれを漏洩してはならない。

### 第32条（電算資料を利用・活用する者に対する指導・監督）

① 行政自治部長官は、必要があれば、電算資料を利用・活用する者に対しその保有や管理等に関する事項を指導・監督することができる。

第1項による指導・監督の対象・手続等に必要な事項は大統領令に定める。  
（改正2008. 2. 29、2013. 3. 23、2014. 11. 19）

### 第33条 削除<2009. 4. 1>

### 第34条（住民登録関連嘆願申請等の電子文書処理）

① 住民登録票の閲覧又は謄本・抄本の交付申請と交付、第21条第1項に規定するこの申請やその他の住民登録と関連した諸般申告・申請等は、電子文書であることができる。第1項に規定する他の電子文書を利用する場合、公認認証方法等に関しては「電子署名法」の規定を準用する。

### 第35条（住民登録事項の真偽確認）

行政自治部長官は次の各号のいずれか一つに該当する場合に、住民登録事項の真偽を確認することができる。〈改正2008. 2. 9 2013. 3. 23 2014. 11. 19〉

1. 「公職選挙法」による、インターネット報道機関・政党又は候補者が該当インターネットサイトの掲示板・チャットルーム等に選挙に関する意見掲示をしようとする者の姓名及び住民登録番号の真偽確認のために必要な場合。

2. 住民登録電算操作により住民登録証の真偽確認が必要な場合。

### 第36条（保険・共済等への加入）

市長・郡守又は区庁長は、その地方自治体の条例の定めるところにより、所属職員が住民登録事故による被害発生に備えるため、保険（身元保証保険を含む。）や共済等に加入することができる。

### 第36条の2(規制の再検討)

行政自治部長官は次の各号の事項に対し、次の各号の基準日を基準として2年ごとに(毎2年になる年の基準日と同じ日の前日までをいう)廃止、緩和又は維持等の妥当性を検討しなければならない。

1. 第35条第1号による姓名及び住民登録番号の真偽確認：2017年1月1日
2. 第40条による過怠金賦課：2017年1月1日[本条新設2016.05.29]

### 第36条の3(秘密維持等)

変更委員会の業務に従事した者は、職務上知り得た秘密を他人に漏洩しまたは職務上の目的外で利用してはならない。ただし、他の法律に特別な規定がある場合にはこれに限らない。

[本条新設2016.5.29]

[施行日：2017.5.30]第36条の3

### 第36条の4(罰則適用における公務員擬制)

変更委員会の委員のうち公務員でない委員は、「刑法」その他の法律による罰則を適用する場合には公務員とみなす。

[本条新設2016.5.29]

[施行日：2017.5.30]第36条の4

### 第37条(罰則)

次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役または1千万ウォン以下の罰金を科す。(改正2009.4.1、2014.1.21、2016.5.29)

1. 第7条第4項に規定する住民登録番号付与方法で、虚偽の住民登録番号を作成し自己または他人の財物や財産上の利益のために使用した者
2. 住民登録証を債務履行の確保等の手段で提供した者またはその提供を受けた者
3. 第10条第2項または第10条の2第2項に違反して二重で申告した者
- 3の2. 住民登録または住民登録証に関する虚偽の事実を申告しまたは申し込んだ者
4. 偽りの住民登録番号作成プログラムを他人に伝達し流布した者
5. 第29条第2項及び第3項に違反し虚偽やその他不正な方法で他人の住民登録票を閲覧し、その謄本もしくは抄本の交付を受けた者
6. 第30条第5項に違反した者
7. 第31条第2項または第3項に違反した者
8. 他人の住民登録証を不正に使用した者
9. 法律に従わず営利目的で他人の住民登録番号に関する情報を教える者

10. 他人の住民登録番号を不正に使用した者。ただし、直系血族・配偶者・同居親族やその配偶者間においては、被害者が明示した意思に反し公訴を提起することはできない。

[施行日：2016. 11. 30]第37条第5号

### 第38条（罰則）

第26条第2項に規定する司法警察官吏が、その職務を遂行に当たり職権を乱用した場合、「警察官職務執行法」第12条により処罰する。（改正2014. 5. 20）

### 第39条（両罰規定）

法人の代表者や法人または個人の代理者、使用者その他の従業員が、その法人または個人の業務に関して次の各号のいずれかに該当する違反行為をした場合には、その行為者を罰するほかその法人または個人にも該当条文の罰金刑を科す。ただし、法人または個人がその違反行為を防止するために該当業務に関し相当な注意と監督を怠らなかつた場合にはこの限りでない。

1. 第29条第2項や第3項に違反し、虚偽その他不正な方法で他人の住民登録票を閲覧しその謄本もしくは抄本の交付を受けた時
2. 第30条第5項に違反した時
3. 第37条第2号や第8号に違反する行為をした時

[専門改正2008. 12. 26]

### 第40条（過怠金）

- ① 第7条の4第1項の立証資料を偽って提出した者には1千万ウォン以下の過怠金を科す。（新設2016. 5. 29）
- ② 正当な理由なく第20条第1項に規定する事実調査を拒否または忌避した者には、50万ウォン以下の過怠金を科す。（改正2016. 5. 29）
- ③ 正当な理由なく第20条第2項・第3項及び第24条第4項後段に規定する催告を受けた者または公告された者のうち期限内に申告または申請をしない者に対し、10万ウォン以下の過怠金を科す。（改正2014. 1. 21、2016. 5. 29）
- ④ 正当な理由なく第11条から第13条まで、第16条第1項や第24条第4項前段に規定する申告もしくは申請を期限内にしない者には、5万ウォン以下の過怠金を科す。（改正2014. 1. 21、2016. 5. 29）
- ⑤ 第1項から第4項までの過怠金は、居住地の市長・郡守または区庁長が賦課・徴収する。（改正2009. 4. 1、2016. 5. 29）

[施行日：2017. 5. 30]第40条